

平成27年度第2回庁議提案 審議・**報告**・その他  
提出日：平成27年4月22日  
担当部・課：財務部市民税課〔3091〕  
資産税課〔3112〕

|  |
|--|
| ① 件名   |
| 地方税法等の一部改正に伴う寄附金控除額に係る申告の特例等の見直しについて   |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）  |
| <p><b>【背景】</b><br/>現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするるとともに、経済再生と財政健全化を両立するための税制上の措置を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布、平成27年4月1日に施行され、寄附金控除に係る申告の特例や軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の導入など見直しがなされた。</p> <p><b>【目的】</b><br/>関係法令に基づき、適正・公平な市税の課税措置を図るもの。</p>  |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性  |
| <p><b>【根拠法令】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）</li><li>2 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）</li><li>3 地方税法施行令等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）</li><li>4 石巻市市税条例</li><li>5 石巻市都市計画税条例</li></ol> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）   |
| 地方税法等の一部を改正する法律が公布・施行されることに伴い、石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例を改正し、平成27年3月31日で専決処分したものを   |

⑤ 主な内容

1 石巻市市税条例関係

(1) 市民税関係

- ア 恒久的施設の定義規定が新設されたため引用条項が変更されるもの。
- イ 法人住民税均等割の資本金等の額の基準の改正により、引用条項を変更するもの。
- ウ 国外に出国する居住者が、有価証券を有する場合、有価証券の譲渡所得があったものとみなし、課税対象とするもの。
- エ 公的年金等受給者扶養親族申告書及び法人市民税の申告納付並びに法人市民税に係る不足税額の納付の手續の改正により、引用条項を変更するもの。
- オ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等に係る適用期限を1年6月延長するもの。
- カ 寄付金控除に係る申告の特例を規定するもの。
- キ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）を導入するもの。
- ク 平成27年以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期を1年間延長するもの。
- ケ 旧3級品の製造たばこに係る特例税率を廃止するもの。
- コ その他、法令番号の整理によるもの。

(2) 固定資産税関係

- ア 土地に係る固定資産税の負担調整率の現行の仕組みを継続するもの。（平成27年度から平成29年度まで）

| 負担水準の区分       | 負担調整率 |
|---------------|-------|
| 0.9以上のもの      | 1.025 |
| 0.8以上0.9未満のもの | 1.05  |
| 0.7以上0.8未満のもの | 1.075 |
| 0.7未満のもの      | 1.10  |

- イ 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産について、固定資産税を非課税とする特例措置が講じられた。

2 石巻市都市計画税条例関係

- ア 固定資産税と同様の措置が講じられている。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

関係法令の改正に伴う条例改正のため、各市町村においても平成27年度に改正予定としている。

⑧今後の予定及び施行年月日

次回開催の議会に報告予定 平成27年4月1日施行

⑨その他